

		平成 年 月 日 税務署長殿		所 管	業 種 目	概 況 書	要 否	別 表 等	※	連結申告	一 連 番 号								
納税地	電話() -			連結親法人 整 理 番 号	旧納税地及び 旧 法 人 名 等	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分配、固定資産目内訳明細書、個別勘定額に関する書類、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移動資産等の明細書	税 務 署 処 理 欄	連結グループ 整 理 番 号											
(フリガナ) 連結親 法人名								連結事業年度 (至)	年 月 日										
法人番号								売上金額	兆 十億 百万										
(フリガナ) 代表者 記名押印							申告年月日	年 月 日											
代表者 住 所							通信日付印	確認印	庁 指 定	局指定	指導等	区 分	年 月 日						
申 告 区 分													法人税	☐ 中間	☐ 期限後	修 正	☐ 中間	☐ 期限後	修 正

平成			年			月			日	連結事業年度分の法人税 課税事業年度分の地方法人税	申告書 申告書	適用額明細書 提出の有無	☐ 有	☐ 無
平成			年			月			日	(連結中間申告の平成 場合の計算期間 平成	税理士法第30条 の書面提出有	☐ 有	税理士法第33条 の2の書面提出有	☐ 有

この申告書による法人税額の計算

連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「56」の①)		十億 百万 千 円			
1					
法人税額 (47)	2				
法人税額の特別控除額 (別表六の二「19」+別表六の二「14」+別表六の二「5」+別表六の二「12」+別表六の二「8」+別表六の二「17」+別表六の二「37」+別表六の二「42」+別表六の二「25」+別表六の二「23」+別表六の二「24」+別表六の二「25」+別表六の二「36」+別表六の二「37」+別表六の二「38」+別表六の二「40」+別表六の二「41」+別表六の二「42」+別表六の二「43」+別表六の二「44」+別表六の二「45」+別表六の二「46」)	3				
差引法人税額 (2)-(3)	4				
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5				
課税土地譲渡利益金額 (別表三「二」24+別表三「二」25+別表三「三」20)	6			0	0
同上に対する税額 (20)+(21)+(22)	7				
法人税額計 (4)+(5)+(7)	8				0 0
外国関係会社等に係る個別控除対象所得額等相当額の控除額及び仮税理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(9)+(10)	9				
控除税額 (8)-(9)-(10)及び(17)のうち少ない金額	11				
差引連結所得に対する法人税額 (8)-(9)-(10)-(11)	12				0 0
連結中間申告分の法人税額	13				0 0
差引この申告により納付すべき法人税額 (12)-(13) (連結中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(24)へ記入)	14				0 0

控除税額の計算		十億 百万 千 円			
所得税の額 (別表六の二「6」の③)	15				
外国税額 (別表六の二「16」)	16				
計 (15)+(16)	17				
控除した金額 (11)	18				
控除しきれなかった金額 (17)-(18)	19				
土地譲渡税額 (別表三「二」27)	20				0
同上 (別表三「二」28)	21				0
同上 (別表三「三」23)	22				0 0
この申告による還付金額 (19)	23				
連結中間納付額 (13)-(12)	24				
連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額	25				
計 (23)+(24)+(25)	26				
この申告前の連結所得金額又は連結欠損金額 (50)	27				
この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (54)	28				0 0
連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二「3」の計又は「16」)	29				
翌期へ繰り越す連結欠損金 (別表七の二「5」の合計)	30				

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (8) + (8の外書)	31	十億	百万	千	円							0	0	0
所得地方法人税額 (49)	32													
外国税額の控除額 (別表六の二)「20」	34													
外国関係会社等に係る償却控除対象所得税額等 相当額等の控除額及び取表経理に基づく差入 申告の更正に伴う控除地方法人税額(33) + (35)	35													
差引地方法人税額 (32) - (33) - (34) - (35)	36											0	0	
中間申告分の地方法人税額	37											0	0	
差引確定地方法人税額 (36) - (37)	38											0	0	
(中間申告の場合はその税額とし、 マイナスの場合は、(39)へ記入)														

この申告による還付金額 (37) - (36)	39	外												
この申告前の 課税標準法人税額 (57)	40											0	0	0
この申告により納付 すべき地方法人税額 (61)	41											0	0	

還付する金 を受けよう と する 金融機 関等	銀 行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所	郵便局名等 預金
口座 番号	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	-	
※税務署処理欄			

法 0301-0103-02

税 理 士 署 名 押 印	(印)
------------------	-----